

正しい知識を身につけ過失による違反を防ぐ

# 『下請法』入門講座

－親事業者としておさえておくべき知識を総点検－

《開催要領》

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日 時▶ 2019年 9月26日(木) 13:00~17:00

会 場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《開催にあたって》

下請法は企業による過失での違反が多い分野です。行政からの指摘が実際に多くあるのに対して、対応に遅れを取ってしまっている企業も少なくありません。また中小企業も適用を受けることが多く、無視することのできない分野となっています。本セミナーでは下請法の基本的な考え方を学ぶとともに、企業としての管理や対応の方法について学びます。

講 師 和田倉門法律事務所 弁護士 梅原梓 氏



講師紹介  
2009年立命館大学法学部卒業、2011年京都大学法学研究科法曹養成専攻修了。2012年弁護士登録。鳥飼総合法律事務所を経て、2016年和田倉門法律事務所入所。株主総会指導、経営支配に関する紛争処理、役員責任その他の会社法関係争訟、グループ内組織再編等、企業法務を中心に取り組んでいる。

《申込方法》当会ホームページ(<https://www.bri.or.jp>)からお申し込み下さい。

企業研究会

■受講料: 1名( 税込・資料代含 ) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(○発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

## 191556-0303 『下請法』入門講座

ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名		所 役	属 職
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛 E-mail からもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問い合わせ先 : 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail:[tamiaki@bri.or.jp](mailto:tamiaki@bri.or.jp)

TEL : 03-5215-3514 FAX : 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MPR 麹町ビル2F

・プログラム・

1. 総論
  - ・下請法の趣旨とは
2. 何が対象となるか
  - ・資本金による区分
  - ・対象となる取引は何か
3. 親事業者の義務
  - ・書面交付義務
  - ・支払期日を定める義務
  - ・取引記録の作成保存義務
  - ・遅延利息の支払義務
4. 禁止行為 ~親事業者が行ってはいけない行為とは~
  - ・受領拒否
  - ・代金減額
  - ・支払遅延
  - ・返品
  - ・買いたたき
  - ・報復措置
  - ・物の購入や役務利用の強制
  - ・有償支給原材料等の対価の早期決済
  - ・割引困難な手形の交付
  - ・不当な給付内容の変更ややり直し
  - ・不当な経済上の利益の提供要請
5. 取締り
  - ・行政による立入検査・勧告・公表
  - ・罰則

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい！一枚のパンフレットで  
2種類のセミナーをご案内しております。